

給与所得の源泉徴収票等の 法定調書の作成と提出の手引

法定調書には多くの種類がありますが、この手引は、そのうち、多くの方が提出をしなければならない6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめたものです。

《 目 次 》

第1	法定調書の提出期限等について	1
第2	給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）	3
第3	退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	19
第4	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	23
第5	不動産の使用料等の支払調書	25
第6	不動産等の譲受けの対価の支払調書	27
第7	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	29
	（参考）本店等一括提出制度について	30
第8	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方	31
第9	法定調書の訂正・追加について	33
	（参考）法定調書制度について	35
	給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について	36
	非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする 場合の支払調書の提出について	36
	源泉徴収事務・法定調書作成事務におけるマイナンバー制度の概要	37
	e-Taxソフト（WEB版）における法定調書作成・提出の流れ	38
	e-Tax又は光ディスク等による提出義務基準の引下げについて	39

この手引に示す法定調書の提出期限は、
令和2年1月31日（金）
です。



法定調書の提出は、e-Tax（イータックス）や光ディスク等（CD、DVD など）による提出が大変便利です。

法定調書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、税に関する様々な情報を提供しています。

この手引は、令和元年9月1日現在の法令に基づいて作成しています。

※ 本手引においての「令和元年分」及び「令和元年中」は、「平成31年1月から令和元年12月までの間」のことをいいます。



国 税 庁

第1 法定調書の提出期限等について

1 提出期限

この手引で示す法定調書は、**令和2年1月31日（金）**までに**所轄税務署長**に提出しなければなりません（給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、関係市区町村長となります。）。

法定調書を税務署に提出する際は、作成した「法定調書」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」といいます。）を併せて提出してください。

2 提出方法

- ① e-Taxにより提出する。
- ② 光ディスク等（CD・DVDなど）により提出する。
- ③ 書面により提出する。

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が、「**1,000 枚以上**」である法定調書については、上記①e-Tax 又は②光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が義務化されています。

（注）令和3年1月1日以降に提出すべき法定調書については、提出義務基準が「**100 枚以上**」（現行：「**1,000 枚以上**」）に引き下げられます。詳しくは、39 ページをご覧ください。

3 参考

(1) 法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について

提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判定しても差し支えありません。）。

なお、支払金額の記載に当たっては、原則として、消費税等の額を含めて記載してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記載しても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください。）。

(2) 復興特別所得税の源泉徴収について

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、**所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください**。

（注）平成25年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

令和元年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

改元に伴い、「法定調書」と「合計表」の様式が変更されています。

法定調書の作成・提出はパソコンで !!

～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に～

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告システム・納税システム (e-Tax) を利用して法定調書を提出することができます。

1 e-Tax ソフト (WEB版)・eLTAX について

e-Tax ソフト (WEB版) での法定調書の作成・提出について

この手引に記載されている6種類の法定調書については、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) にて提供しているe-Taxソフト (WEB版) を利用して、帳票の作成及び提出をすることができます。

なお、この手引に記載されている6種類以外の法定調書を作成する場合には、e-Tax ソフト (通常版) をご利用ください。

【e-Taxソフト (WEB版) で作成・提出できる法定調書】

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

※ e-Taxソフト (WEB版) における法定調書作成・提出の流れについては、38ページをご覧ください。

給与所得の源泉徴収票 (給与支払報告書) の eLTAX での一括作成・提出について

給与の支払をする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。

地方税ポータルシステム (eLTAX) をご利用いただくことで、給与支払報告書の電子申告 (eLTAX) 用のデータと、給与所得の源泉徴収票の電子申告 (e-Tax) 用のデータを同時に作成するとともに、給与支払報告書を各市区町村に、給与所得の源泉徴収票を所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

【eLTAXで作成・提出できる法定調書】

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・給与支払報告書

※ 詳しくは、eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp>) 又は国税庁ホームページをご覧ください。

2 光ディスク等について

大量の法定調書を提出する場合には、1枚の光ディスク等 (CD・DVDなど) で提出することができます。

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です (e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方は、税務署への事前の申請は、必要ありません。)

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化 (自己複合型) を行った上で提出することをお勧めいたします。

第2 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）



令和元年分の給与所得の源泉徴収票の様式です。
※ 改元に伴い様式が変更されました。

源 給
泉 与
徴 所
収 得
票 の

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

「令和1年分」と表記することも可能です。

「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄にそれぞれマイナンバーを記載します。
※受給者交付用にはマイナンバーは記載しません。

支払者のマイナンバー又は法人番号を記載します。
※受給者交付用には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

受給者のマイナンバーを記載します。
※受給者交付用には、マイナンバーは記載しません。

1 提出する必要がある方

令和元年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った方です。

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしたもの	(1) 法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方）及び現に役員をしていなくても令和元年中に役員であった方	令和元年中の給与等の支払金額が 150万円 を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する方）（10ページの 4 その他の注意事項 (1)を参照）	令和元年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の方	令和元年中の給与等の支払金額が 500万円 を超えるもの
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	イ 令和元年中に退職した方、災害により被害を受けたため、令和元年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方 令和元年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの ただし、法人の役員の場合には 50万円 を超えるもの
	□ 主たる給与等の金額が 2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方	全部
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	令和元年中の給与等の支払金額が 50万円 を超えるもの

(注) 受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」及び市区町村に提出する「給与支払報告書」については、10ページの **4 その他の注意事項** を参照してください。

2 各欄の記載要領

源 給
泉 与
与 所
徴 得
収 得
票 の

令和 元 年 分 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票

支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	(受給者番号)									
		(個人番号)									
		(役職名)									
		氏 名 (フリガナ)									
種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額	所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額							
②	③	④	⑤	⑥							
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数	
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫						
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
⑬		⑭		⑮							
(摘要)											
⑰											
生命保険料の金額の内訳		円		円		円		円		円	
住宅借入金等特別控除の内訳		円		円		円		円		円	
(フリガナ) 氏名		区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額			
⑱				⑲							
控除対象扶養親族		氏名		区分		氏名		区分		備考	
1						⑳				㉑	
2											
3											
4											
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 者	乙 欄	本 人 が 障 害 者 等 の 一 人	養 子 特 別 給 付 金 受 給 者	勤 労 学 生	中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日	
㉒								㉔			
支 払 者	個人番号又は法人番号		(右詰で記載してください)								
	住所(居所)又は所在地		⑳								
	氏名又は名称										
(電話)											

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	<p>【住所又は居所】欄 受給者の令和2年1月1日(中途退職者は、退職時)現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 (注) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けている方については、「租税条約に関する届出書」に記載された外国の住所を記載してください。</p> <p>【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</p> <p>【氏名】欄 必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名(例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等)を、役員でない場合にはその職務の名称(経理課長、営業係等)を併記してください。 (注) 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。</p>
② 種別	<p>俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>③ 支払金額</p>	<p>令和元年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めないで記載してください。</p> <p>（注）租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。</p>
<p>④ 給与所得控除後の金額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>「令和元年分年末調整のしかた」の「令和元年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。</p>
<p>⑤ 所得控除の額の合計額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。</p> <p>（注）「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることができません。</p>
<p>⑥ 源泉徴収税額</p>	<p>【年末調整をした給与等の場合】 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p>【年末調整をしない給与等の場合】 令和元年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。</p> <p>ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。</p> <p>（注）源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。</p>
<p>⑦ (源泉) 控除対象配偶者の有無等</p>	<p>【有】欄 主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。</p> <p>年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。</p> <p>【従有】欄 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。</p> <p>【老人】欄 控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付してください。</p> <p>（注）控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については、9ページの 3 用語の説明 を参照してください。</p>
<p>⑧ 配偶者（特別）控除の額</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。</p> <p>（注）受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p> <p>また、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合又は123万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p>
<p>⑨ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）</p>	<p>【特定】欄 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。</p> <p>「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑨ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) (つづき)</p>	<p>【老人】欄 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【その他】欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。</p>
<p>⑩ 16歳未満扶養親族の数</p>	<p>扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。 (注) 1 16歳未満の扶養親族とは、平成16年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。</p>
<p>⑪ 障害者の数 (本人を除く。)</p>	<p>【特別】欄 「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 (注) 同一生計配偶者については、9ページの 3 用語の説明 を参照してください。</p> <p>【その他】欄 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。</p>
<p>⑫ 非居住者である親族の数</p>	<p>源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうち非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうち国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。</p>
<p>⑬ 社会保険料等の金額</p>	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 (注) 1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、並びに条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。</p>
<p>⑭ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額</p>	<p>「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。</p>
<p>⑮ 住宅借入金等特別控除の額</p>	<p>年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 (注) 「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」により計算した(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します(14ページの 記載例3 を参照してください。)</p>

 年末調整をした受給者のみ記載してください。

 年末調整をした受給者のみ記載してください。

記載欄名	記載すべき事項
<p>⑩ 生命保険料の金額の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額</p> <div data-bbox="204 250 544 327" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>年末調整をした受給者のみ 記載してください。</p> </div>	<p>【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄 令和元年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記載してください。</p> <p>【介護医療保険料の金額】欄 令和元年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。</p> <p>【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄 令和元年中に支払った個人年金保険料のうち、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記載してください。</p> <p>【国民年金保険料等の金額】欄 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等（※）の金額を記載してください。 ※ 「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。</p> <p>【旧長期損害保険料の金額】欄 地震保険料の控除額のうち平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和元年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。</p>
<p>⑪ 住宅借入金等特別控除の額の内訳</p> <div data-bbox="204 987 544 1064" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>年末調整をした受給者のみ 記載してください。</p> </div>	<p>【住宅借入金等特別控除適用数】欄 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除可能額】欄 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください（14 ページの 記載例 3 を参照してください。）。</p> <p>【居住開始年月日（1 回目、2 回目）】欄 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除区分（1 回目、2 回目）】欄 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。</p> <p>住・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含みます。） 認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成 23 年から令和 3 年 12 月 31 日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第 13 条の 2 第 1 項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</p> <p>また、税務署長が発行した「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年月日の後部に「(特定)」(※) の表示がある場合には、「(特)」を記載してください。 ※ 「(特定)」とは「特定取得」のことをいい、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>①⑦ 住宅借入金等特別控除の額の内訳(つづき)</p> <p> 年末調整をした受給者のみ記載してください。</p>	<p>【住宅借入金等年末残高(1回目、2回目)】欄</p> <p>年末調整の際に2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>なお、記載する金額は、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書の⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高」欄又は⑩「居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高」欄に記載された金額を記載してください。</p> <p>(注) 適用数が3以上の場合には、3回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p>
<p>①⑧ (源泉・特別)控除対象配偶者 控除対象扶養親族</p>	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。</p> <p>また、これらの方が非居住者である場合には、区分の欄に○を付してください。</p> <p>(注) 1 <u>受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</u> 2 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、<u>年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u></p>
<p>①⑨ 配偶者の合計所得</p>	<p>配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和元年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。</p> <p>なお、年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。</p>
<p>②⑩ 16歳未満の扶養親族</p>	<p>16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。</p> <p>また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を付してください。</p> <p>(注) 1 「16歳未満の扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、<u>年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</u> 2 <u>市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</u></p>
<p>②⑪ (摘要)</p>	<p>(1) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。</p> <p>(イ) 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。</p> <p>(ロ) 控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。</p> <p>(注) 控除対象扶養親族のマイナンバーについては、「(摘要)」欄に記載せず、「(備考)」欄に記載してください(9ページの②⑫(備考)及び15ページの 記載例4 を参照してください。)</p> <p>(2) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してく</p>

記載欄名	記載すべき事項
<p>②① (摘要) (つづき)</p>	<p>ださい(例「氏名(同配)」)。 (3) 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 (4) 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。 (5)「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。 (6) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、「災害者」欄に「○」を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。 (7) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「○○条約○○条該当」を赤書きしてください。</p>
<p>②② (備考)</p>	<p>控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。 (注) 1 受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。 2 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。</p>
<p>②③ 未成年者から勤労学生までの各欄</p>	<p>各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。 (注) 1 ここでいう未成年者とは、平成12年1月3日以後に生まれた方をいいます。 2 「寡婦」欄の「特別」とは、寡婦控除の特例を受ける寡婦をいいます。</p>
<p>②④ 中途就・退職</p>	<p>年の途中で就職や退職(死亡退職を含みます。)した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。</p>
<p>②⑤ 支払者</p>	<p>給与等の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください)。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。</p>

3 用語の説明

- (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者(合計所得金額が900万円以下である方に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である方をいいます。
- (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である方をいいます。
- (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。

4 その他の注意事項

(1) 3 ページの **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】(2)に掲げる提出範囲は、弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。

(2) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数
 税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計4枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として2枚の計3枚を作成してください。

(注) 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、36 ページの **非居住者又は外国人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について** を参照してください。

(3) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和2年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを関係市区町村（原則として受給者の令和2年1月1日現在の住所地の市区町村）に提出してください。

なお、年の途中で退職した方については、令和2年1月31日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合、提出を省略することができます。）。

(4) 「給与所得の源泉徴収票」は、3 ページの **1 提出する必要がある方** 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】に掲げる提出範囲にかかわらず、**全ての受給者について作成の上、令和2年1月31日まで**（年の途中で退職した方の場合、退職の日以後1か月以内）に受給者に交付しなければなりません。

なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。

(注) 1 「給与所得の源泉徴収票」については、令和元年中に退職した受給者分を取りまとめて令和2年1月31日までに提出しても差し支えありません。
 2 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、36 ページの **給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について** を参照してください。

～市区町村からのお知らせ～

【給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の記載について】

年末調整の際、控除しきれない（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載する必要があります。

また、2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。更に、震災特例法第13条の2第1項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

記載例3

年末調整において2以上(※)の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

この記載例は、年末調整において2つの(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けており、当該控除額が算出所得税額を超えている受給者の例です。

源
泉
与
徴
所
収
得
票
の

令和1年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	①	②	③	項目	④	⑤	⑥
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	円	増改築等に係る借入金等の年末残高	円	円	円
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円	増改築等の費用の額	円	円	円
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	㎡	㎡	㎡	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額	円	円	円
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(④と⑤の少ない方)	円	円	円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	円	円	11,500,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑤×③)	円	円	9,000,000
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算に充てる借入金等の年末残高(⑥+⑦)	円	円		年間所得の見積額	円	円	
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	円	円		備考	円	円	
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)(備考の(注2)参照)	円	円			円	円	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑧×1%)	円	円	205,000		円	円	

※2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用に該当する例
 ・証明事項の居住開始年月日に異なる2つの年の日付が記載されている場合
 ・証明事項の居住開始年月日が2段書きされ、一方に(特定)と記載されている場合など

特定取得に該当する場合は居住開始年月日の後に「特定」と表示されています。

(証明事項)

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
居住開始年月日	平成25年3月1日	平成30年5月20日(特定)					
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円	円	円	円	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
③又は④のうち居住用部分の床面積又は面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
増改築等の費用の額	円	円	円	円	円	円	円
特定増改築等の費用の額	円	円	円	円	円	円	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	円	円	円	円	円	円	円

(平成30年中居住者用)

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	神奈川県横浜市中区山下町4-*	氏名	コカゾイハナコ 国穂 花子
給与	6,847,500	給与所得控除後の金額	4,962,750
控除	4,962,750	所得控除の額の合計額	2,099,846
支払総額	1,887,700	源泉徴収額	188,700
控除の内訳		住宅借入金等特別控除の額	188,700
控除の内訳		住宅借入金等特別控除の額	11,500,000
控除の内訳		住宅借入金等特別控除の額	9,000,000

【平成31年(2019年)分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿】

給与	4,980,000	税額	80,640
賞与	1,867,500	税額	114,403
計	6,847,500	税額	195,043
控除	4,962,750	税額	0
控除の内訳		住宅借入金等特別控除の額	205,000
控除の内訳		住宅借入金等特別控除の額	188,700
超過額	1,887,700	税額	188,700
超過額	188,700	税額	0
超過額	195,043	税額	195,043

(注) 年末調整において3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、3回目以降の住宅の取得等についての記載事項は、「(摘要)」欄に記載してください(9ページの②(摘要)の(3)を参照してください。)

記載例 4

5人以上の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎の控除対象配偶者及び扶養親族は以下のとおりです。
 - ・控除対象配偶者：国税花子
 - ・控除対象扶養親族：国税一郎、国税二郎、国税三郎、国税四郎、国税五郎、国税六郎
 - ・16歳未満の扶養親族：国税春子、国税夏子、国税秋子、国税冬子、国税幸子
- ③ 控除対象扶養親族のうち、国税一郎及び国税六郎は非居住者です。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都中央区築地5-3-1 築地マンション302号	(受給者番号) (個人番号) 123456789012
種別	支給金額 給与・賞与 6,847,500円	給与所得控除後の金額 4,962,750円
所得控除の額の合計額	4,569,846円	源泉徴収税額 0円
(源泉・特別)控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者(特別)控除の額 380,000円	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)
控除対象扶養親族の数	特定 1人、老人 1人、その他 4人	16歳未満扶養親族の数 5人
障害者の数(本人を除く。)	特別 0人、その他 0人	非居住者である親族の数 2人
社会保険料等の金額	909,846円	生命保険料の控除額 120,000円
地震保険料の控除額	50,000円	住宅借入金等特別控除の額 19,600円
(摘要)	(1) 国税五郎 (2) 国税六郎(非居住者) (3) 国税幸子(年少)	
生命保険料の金額の内訳	180,000円	100,000円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	205,000円	28,820円
(源泉・特別)控除対象配偶者	氏名 国税花子 区分 ○	個人番号 234567890123
控除対象扶養親族	氏名 国税一郎 区分 ○	個人番号 456789012345
	氏名 国税二郎 区分 ○	個人番号 567890123456
	氏名 国税三郎 区分 ○	個人番号 678901234567
	氏名 国税四郎 区分 ○	個人番号 789012345678
16歳未満の扶養親族	氏名 国税春子 区分 ○	個人番号 123456789012
	氏名 国税夏子 区分 ○	個人番号 234567890123
	氏名 国税秋子 区分 ○	個人番号 345678901234
	氏名 国税冬子 区分 ○	個人番号 456789012345
中途就・退職	受給者生年月日	34年11月1日
個人番号又は法人番号	9876543210987	(右詰で記載してください。)
住所又は所在地	さいたま市中央区新都心1-1	
氏名又は名称	国税商事株式会社	(電話) 048-600-XXXX

○ 「(摘要)」欄の記載について

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を「(摘要)」欄に記載します。

この場合、氏名の前には、括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。

16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載します。

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合には、氏名の後に(非居住者)と記載します。

○ 「(備考)」欄の記載について

控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバーを記載します。

この場合、マイナンバーの前には、括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

この記載例では、国税五郎の氏名とマイナンバーに(1)を、国税六郎の氏名とマイナンバーに(2)を付しています。

(注) 控除対象扶養親族が非居住者でも、マイナンバーが交付されている方については、マイナンバーを記載してください。

○ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄の記載について

控除対象扶養親族である国税一郎は非居住者であるため、「区分」欄に○を付しています。

(注) この記載例では、国税一郎は非居住者ですが、マイナンバーが交付されているため、「個人番号」欄にマイナンバーを記載しています。

○ 「16歳未満の扶養親族」欄及び「(備考)」欄の記載について

税務署提出用及び本人交付用の源泉徴収票には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーは記載しません。

(注) 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなりますので、ご注意ください。

記載例 5

配偶者に係る記載例

(1) 年末調整において配偶者控除の適用を受けた場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎は、年末調整の際に、控除対象配偶者である国税花子に係る配偶者控除の適用を受けています。

源給
泉与
徴所
収得
票の

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	国税商事 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	コクゼイ タロウ
	給与の支払者の法人番号	9 3 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	あなたの氏名	国税 太郎
	給与の支払者の所在地(住所)	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	あなたの住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△



◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1 9,800,000円 判定 900万円以下(A) 900万円超950万円以下(B) 950万円超1,000万円以下(C) 区分 I C (注のA~Cを記載)

配偶者(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2	380,000円
コクゼイ ハナコ	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	昭 40年 1月 1日		
配偶者 国税 花子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者(昭和11以降)	判定	区分 II ②
		配偶者控除	<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭和25.1.1以前生)	①
			<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳未満	②
			<input type="checkbox"/> 38万円超65万円以下	③
			<input type="checkbox"/> 65万円超123万円以下	④

合計	あなたの所得の種類	収入金額等②	必要経費等③	所得金額	配偶者の所得の種類	収入金額等②	必要経費等③	所得金額
	給与所得(1)	12,000,000円		9,800,000円	給与所得(1)	1,030,000円		380,000円

区分 I	控除額			④(②の見積額を参照してください)									
	①	②	③	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下	123万円以下	
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円		
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円		
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円		

配偶者控除の額	130,000円
配偶者特別控除の額	円

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△		
受給者番号(個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
(役職名)	経理課長			
氏名(フリガナ)	コクゼイ タロウ			
氏名	国税 太郎			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	12,000,000円	9,800,000円	1,589,846円	1,069,200円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数
有	有	130,000円	0	0
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地票保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
909,846円	120,000円	50,000円	205,000円	
生命保険料の新生命保険料の内訳	180,000円	旧生命保険料の金額	100,000円	介護医療保険料の金額
90,000円		介護医療保険料の金額	90,000円	新築人年金保険料の金額
360,000円		旧個人年金保険料の金額	180,000円	
住宅借入金等特別控除の区分	2	控除区分(1回目)	25	1
10		控除区分(2回目)	28	8
20		控除区分(3回目)		
9,000,000円				
源泉・特別控除対象配偶者	(フリガナ) 国税 花子	区分	配偶者の合計所得	380,000円
国民年金保険料等の金額	176,460円	旧長期損害保険料の金額	19,600円	

○ 「配偶者(特別)控除の額」欄の記載について
「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づき計算した配偶者控除の額を記載します。
なお、配偶者特別控除の適用を受けた場合は、下段の配偶者特別控除の額を記載します。

○ 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄の記載について
年末調整の適用を受けており、控除対象配偶者を有しているため、「有」に「○」を付します。
(注) 配偶者特別控除の対象となる配偶者は控除対象配偶者に該当しませんので記載は不要です。

○ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄の記載について
配偶者特別控除の適用を受ける場合も氏名及びマイナンバー等を記載しますのでご注意ください。

(3) 年末調整の適用を受けていない場合

- ① 国税太郎は、令和元年5月31日に国税商事株式会社を退職しました。
- ② 国税太郎は、源泉控除対象配偶者である国税花子を有しています。

給
与
徴
収
票
の
源
泉
控
除
対
象
配
偶
者
の
有
無

平成 31 年 (2019 年) 分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	国税商事 株式会社	(フリガナ) コクセイ タロウ	あなたの生年月日	平成 33 年 1 月 1 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください)	
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	あなたの氏名	国税 太郎	配偶者の氏名		国税 太郎
	市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	あなたの続柄		本人
		埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	あなたの住所又は居所	(郵便番号) 000-0000	東京都千代田区霞が関△-△	配偶者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	老人扶養親族(昭和11以前生)	平成31年(2019年)中の所得の見積額	住所又は居所	異動日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	コクセイ ハナコ 国税 花子	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 男・大 40・1・1		300,000円	東京都千代田区霞が関△-△	

扶

この申告書は、あなたに源泉控除対象配偶者がいる場合は、必ず記載してください。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△		(受給者番号)	(個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
				(役職名)	経理課長	
				氏名(フリガナ)	コクセイ タロウ	
				氏名	国税 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額		
給与・賞与	1,650,000		70,290			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数	
○		特定 老人 その他	人 人 人	特別 その他	人 人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
150,000						
(摘要)						
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除(1回分)	住宅借入金等特別控除(2回分)	住宅借入金等特別控除(3回分)	住宅借入金等特別控除(4回分)	住宅借入金等特別控除(5回分)	
(源泉)特別控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額	
	コクセイ ハナコ 国税 花子		300,000			
1	(フリガナ) 氏名	区分	(備考)			
2	(フリガナ) 氏名	区分	16歳未満の扶養親族			
3	(フリガナ) 氏名	区分				
4	(フリガナ) 氏名	区分				
未成年者	外国	死亡退職者	災	本人が障害者	寡婦	勤労学生
				その他	一	中途就・退職
				職	年	受給者生年月日
					月	明 大 昭 平 年 月 日
					日	○ 元 5 31
支払者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地		氏名又は名称	(電話) 048-600-XXXX	
	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1		国税商事 株式会社		

○「配偶者の合計所得」欄の記載について

年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。

第3 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

1 提出する必要がある方

令和元年中に法人の役員に対して退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含まれます。以下「退職手当等」といいます。）を支払った方です。ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出する必要はありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

令和元年中に支払が確定した、法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）に対して支払う退職手当等

- (注) 1 特定役員（役員等勤続年数が5年以下である方）に該当する場合であっても、上記の法人の役員に該当しない場合は、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署や市区町村へ提出する必要はありません。
- 2 「人格のない社団等」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	<p>【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</p> <p>【住所又は居所】欄 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成する日の現況による住所又は居所を記載してください。</p> <p>【平成31年1月1日の住所】欄 平成31年1月1日現在の住所を記載してください。</p> <p>【氏名】欄 役職名は、退職時の役職名を記載してください。</p>
② 区分	<p>【上段】 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、令和元年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合に使用します。</p> <p>【中段】 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、令和元年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合に使用します。</p> <p>【下段】 受給者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため、100分の20.42の税率を適用して所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する場合に使用します。</p>
③ 支払金額	令和元年中に支払の確定した退職手当等の金額を記載してください。 この場合、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払となっている金額を内書きしてください。
④ 源泉徴収税額	令和元年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額（上の③に対応する税額）を記載してください。
⑤ 特別徴収税額	令和元年中に特別徴収すべき地方税の税額（上の③に対応する税額）を記載してください。
⑥ 退職所得控除額	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記載してください。

記載欄名	記載すべき事項
⑦ 勤続年数	<p>退職手当等に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記載してください。</p> <p>(注) 勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。</p>
⑧ (摘要)	<p>(1) ⑦勤続年数で記載した勤続年数の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(2) 自己が支払う退職手当等又は下記(3)の他の退職手当等の金額に特定役員退職手当等の金額が含まれる場合にはその金額、勤続年数及びその計算の基礎を記載してください。</p> <p>(注) 1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数が5年以下である方が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。</p> <p>2 特定役員退職手当等と一般退職手当等(特定役員退職手当等以外の退職手当)の両方が支給され、かつ、それぞれの勤務期間に重複する期間がある場合は、その重複勤続年数も記載してください。</p> <p>(3) 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に令和元年中に支払を受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払を受けた他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払を受けた他の退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税の合計額)及び特別徴収税額を記載してください。</p> <p>(4) 次の(イ)又は(ロ)に該当するときは、これらの期間を今回の退職手当の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(イ) 平成30年以前に、支払者のもとにおいて勤務しなかった期間に他の支払者のもとに勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者のもとに勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。</p> <p>(ロ) 平成30年以前に、受給者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。</p> <p>(注) 1 (4)の(イ)又は(ロ)の「前に支払を受けた退職手当等」に特定役員退職手当が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続年数のうち特定役員等勤続期間、特定役員退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>2 特定役員等勤続期間とは、特定役員退職手当等につき所得税法施行令第69条第1項第1号及び第3号の規定により計算した期間をいいます。</p> <p>(5) 令和元年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、平成27年から平成30年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合(前記(4)に該当するときは除く。)には、勤続期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(注) 令和元年中に支払を受けた退職手当等に特定役員退職手当等が含まれる場合で、その特定役員等勤続期間が平成27年から平成30年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合には、その重複している期間、特定役員等退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(6) 障害者となったため退職したことにより100万円を加算した額の控除を受けた方については、障の表示をしてください。</p>
⑨ 支払者	<p>退職手当等を支払った方の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください)。</p> <p>(注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。</p>

3 その他の注意事項

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は同じ様式です。
 税務署や市区町村への提出に当たっての注意事項は次のとおりです。

	「退職所得の源泉徴収票」	「退職所得の特別徴収票」
提出範囲	19 ページ「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲」を参照	
提出先	退職手当等の支払事務を取り扱う事務所、事業所などの所在地を所轄する税務署	受給者の平成 31 年 1 月 1 日現在の住所地の市区町村
提出期限	退職後 1 か月以内（※ 1）	
提出部数	1 部（※ 2）	1 部（※ 2）
受給者への交付	「提出範囲」にかかわらず、退職後 1 か月以内に全ての受給者に交付（※ 3）	

※ 1 「退職所得の源泉徴収票」については、令和元年中に退職した受給者分を取りまとめて令和 2 年 1 月 31 日までに提出しても差し支えありません。

※ 2 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署及び市区町村に提出する場合は、受給者交付分も含めて 3 枚作成していただく必要があります。また、税務署や市区町村に提出する必要のない場合は、1 枚だけ作成し受給者に交付してください。
 （注）非居住者の方に退職手当等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、36 ページ「非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について」を参照してください。

※ 3 「退職所得の源泉徴収票」及び「退職所得の特別徴収票」をそれぞれに作成している場合、特別徴収税額が課されない受給者に対しては、その方からの請求がなければ、「退職所得の特別徴収票」を交付することを要しません。

（注）「退職所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、36 ページ「給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について」を参照してください。

記載例 1

他から退職手当等の支払を受けていない場合

令和元年年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										
	住所又は居所	愛知県名古屋市中区三の丸 3 - 3 - 2										
	平成 31 年 1 月 1 日の住所	同上										
	フリガナ氏名	（役職名）専務 国税 二郎										
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額									
			市町村民税	道府県民税								
所得税法第 201 条第 1 項第 1 号並びに地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 328 条の 6 第 1 項第 1 号適用分	10 000 000	51 050	60 000	40 000								
所得税法第 201 条第 1 項第 2 号並びに地方税法第 50 条の 6 第 1 項第 2 号及び第 328 条の 6 第 1 項第 2 号適用分												
所得税法第 201 条第 3 項並びに地方税法第 50 条の 6 第 2 項及び第 328 条の 6 第 2 項適用分												
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日									
800 万円	20 年	平成 12 年 4 月 1 日	令和元年 12 月 20 日									
（摘要）												
支払者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7										
	住所（居所）又は所在地	名古屋市東区主税町 3 - 1 8										
	氏名又は称名	〇〇商事 株式会社 （電話）0 5 2 - × × × × - × × × ×										

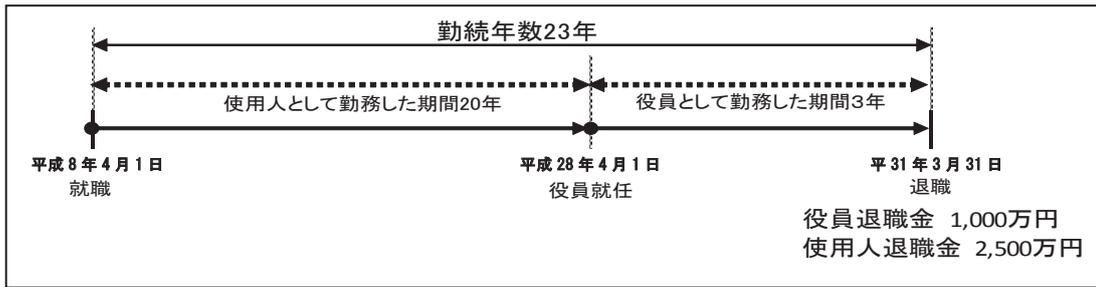
（注）1 この記載例は、他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出している方の例です。

2 この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載に当たっては、「平成 31 年（2019 年）分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」の裏面の「退職所得の税額計算」欄などを基にして必要な事項を記載してください。

記載例2

同じ年に、一の勤務先から使用人としての退職金と役員退職金を受給している場合

(例)



(ポイント)

- 役員として勤務した期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金(1,000万円)は特定役員退職手当等に該当します。
- 使用人退職金(2,500万円)は一般退職手当等に該当します。

(退職所得控除額等の金額の計算)

退職手当等 3,500万円 (一般退職手当等 2,500万円、特定役員退職手当等 1,000万円)

勤続年数 23年 (内特定役員等勤続年数 3年)

退職所得控除額 1,010万円 (一般退職所得控除額 890万円、特定役員退職所得控除額 120万円)

源泉徴収税額 4,109,014円

特別徴収税額 (市町村民税 1,011,000円、道府県民税 674,000円)

【記載例】

令和元年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
	住所又は居所	東京都中野区中野4-×-○											
	平成31年1月1日の住所	同上											
	フリガナ氏名	コクゼイ タロウ (役職名) 専務 国税 太郎											
区分	支払金額	源泉徴収税額		特別徴収税額									
				市町村民税		道府県民税							
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第329条の6第1項第1号適用分	千円	千円		千円		千円							
	35,000,000	4,109,014		1,011,000		674,000							
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第329条の6第1項第2号適用分													
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分													
退職所得控除額	勤続年数		就職年月日		退職年月日								
1010万円	23年		平成8年4月1日		平成31年3月31日								
(摘要) 特定 支払金額 10,000,000円 勤続年数 3年(平28.4.1~平31.3.31)													
支払者	個人番号 又は法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4											
	住所(居所) 又は所在地	東京都千代田区霞が関3-1-1											
	氏名又は 名称	A社 (電話) 03-××××-××××											

○ 作成における留意点

上記アンダーライン部分の特定役員退職手当等の支払金額、特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「(摘要)」欄に記載します。

(注) 国税庁ホームページ「特定役員退職手当等がある方の『退職所得の源泉徴収票・特別徴収票』について(平成25年1月)」も併せてご覧ください。

第4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

1 提出する必要がある方

令和元年中に所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金（以下「報酬、料金等」といいます。）の支払をする方です。

【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書提出範囲】

区 分	提 出 範 囲
(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対する令和元年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの。
(2) バー、キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(3) 広告宣伝のための賞金	
(4) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	同一人に対する令和元年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの。ただし、国立病院、公立病院、その他の公団法人等に支払うものは提出する必要はありません。
(5) 馬主が受ける競馬の賞金	令和元年中の1回の支払賞金額が75万円を超える支払を受けた方に係るその年中の全ての支払金額。
(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対する令和元年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの。
(7) (1)から(6)以外の報酬、料金等	

2 各欄の記載要領

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
① 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況による支払を受ける者の住所（居所）又は所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載し、単に屋号のみを記載することがないようにしてください。 また、【個人番号又は法人番号】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。
② 区分	報酬、料金等の名称を、例えば、原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、通訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬、外交員報酬、ホステス等の報酬、契約金、広告宣伝のための賞金、競馬の賞金、診療報酬のように記載してください。 なお、印税については、「書き下ろし初版印税」と「その他の印税」との区分を記載してください。
③ 細目	次の区分により記載してください。 (1) 印税 …………… 書籍名 (2) 原稿料、さし絵料 …………… 支払回数 (3) 放送謝金、映画・演劇の俳優等の出演料 …… 出演した映画、演劇の題名等 (4) 弁護士等の報酬、料金 …………… 関与した事件名等 (5) 広告宣伝のための賞金 …………… 賞金の名称等 (6) 教授・指導料 …………… 講義名等
④ 支払金額	令和元年中に支払の確定したものを記載してください。この場合、控除額以下であるなどのため源泉徴収されなかった報酬、料金等や未払の報酬、料金等についても記載漏れのないように注意してください。 なお、支払調書の作成日現在で未払の金額がある場合は、各欄の上段に未払額を内書きしてください。

記載欄名	記載すべき事項
⑤ 源泉徴収税額	令和元年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。この場合、支払調書の作成日現在で未払のものがあるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。 なお、災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額がある場合には、その税額を含めずに記載してください。
⑥ (摘要)	(1) 診療報酬のうち、家族診療分についてはその金額を記載するとともに、金額の頭部に「家族」と記載してください。 (2) 災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額がある場合には、その税額を記載するとともに、金額の頭部に「災」と記載してください。 (3) 広告宣伝のための賞金が金銭以外のものである場合には、その旨とその種類等の明細を記載してください。 (4) 支払を受ける方が「源泉徴収の免除証明書」を提出した方である場合、その他法律上源泉徴収を要しない方である場合には、その旨を記載してください。
⑦ 支払者	報酬、料金等を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

3 その他の注意事項

- (1) ①法人（人格のない社団等を含みます。）に支払われる報酬、料金等で源泉徴収の対象とならないもの、②支払金額が源泉徴収の限度額以下であるため源泉徴収をしていない報酬、料金等についても、提出範囲に該当するものは、この支払調書を提出しなければならないのでご注意ください。
- (2) 支払調書の作成日現在で未払のものがある場合には、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を見積りによって記載してください。
なお、その後現実に徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額がその見積税額と異なる場合は、法定調書の訂正を行ってください（33 ページ「第9 法定調書の訂正・追加について」参照）。
- (3) 消費税等の取扱いについては、1 ページ(3参考)(1)を参照してください。
- (4) 税務署へ提出を要する報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書は、1 枚です。
(注) 非居住者の方に報酬等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」等を提出してください。詳しくは、36 ページ「非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について」を参照してください。

4 記載例

令和元年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書				
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1		
	氏名又は名称	国税 三郎	個人番号又は法人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額	
外交員報酬		2,400,000	898	168,016
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地	川口市西川口 4-6-18		
	氏名又は名称	株式会社 ○○販売 (電話) 048-xxxx-xxxx	個人番号又は法人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	

(注) この記載例は、外交員報酬を次のように支払っている場合の例です。

- 1月から12月までの報酬の支払総額が2,400,000円（給与等の支払金額なし）。
- 1のうち、支払調書作成日現在において未払の報酬の合計金額が200,000円。

第5 不動産の使用料等の支払調書

1 提出する必要がある方

令和元年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限り）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）の支払をする法人（国、都道府県等の公法人や人格のない社団等を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

また、法人に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料等のみを提出してください。

（注）1 権利金、更新料等の種類については、**3 その他の注意事項**（1）を参照してください。

2 不動産の管理会社を通じて、個人に対し不動産の使用料等の支払をする場合、当該支払は個人に支払う不動産の使用料等となります。

【不動産の使用料等の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する令和元年中の支払金額の合計が **15万円**を超えるもの

2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産の所有者又は転貸人の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載し、単に屋号のみを記載することがないようにしてください。 また、【 個人番号又は法人番号 】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 （注）支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。
② 区分	支払の内容等に応じ、地代、家賃、権利金、更新料、承諾料、名義書換料、船舶の使用料のように記載してください。
③ 物件の所在地	その地代、家賃等の支払の基礎となった物件の所在地を記載してください。 なお、この場合、船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした機関の所在地を記載してください。
④ 細目	土地の地目（宅地、田畑、山林等）、建物の構造、用途等を記載してください。
⑤ 計算の基礎	令和元年中の賃借期間、単位（月、週、日、㎡等）当たり賃借料、戸数、面積等を記載してください。
⑥ 支払金額	令和元年中に支払の確定した金額（未払の金額を含む。）を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。
⑦（摘要）	(1) 不動産の使用料等が地上権、賃借権、その他土地の上に存する権利の設定による対価である場合は、その設定した権利の存続期間（自～至）を記載してください。 (2) 不動産等の借受けについて令和元年中にあっせん手数料を支払った方が、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」の作成・提出を省略する場合には、「あっせんをした者」欄にあっせんをした方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、マイナンバー又は法人番号、あっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 （注）支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

記載欄名	記載すべき事項
⑧ 支払者	<p>不動産の使用料等を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。</p> <p>（注）支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。</p>

3 その他の注意事項

- (1) 不動産の使用料等には土地、建物の賃借料だけでなく、次のようなものも含まれます。
- イ 地上権、地役権の設定あるいは不動産の賃借に伴って支払われるいわゆる権利金（保証金、敷金等の名目のものであっても返還を要しない部分の金額及び月又は年の経過により返還を要しないこととなる部分の金額を含みます。）、礼金
 - ロ 契約期間の満了に伴い、又は借地の上にある建物の増改築に伴って支払われるいわゆる更新料、承諾料
 - ハ 借地権や借家権を譲り受けた場合に地主や家主に支払われるいわゆる名義書換料
- (2) 催物の会場を賃借する場合などの一時的な賃借料、陳列ケースの賃借料、広告等のための塀や壁面等のように土地、建物の一部を使用する場合の賃借料についても、この支払調書を提出しなければなりません。
- (3) 消費税等の取扱いについては、1 ページ 3 参考 (1) を参照してください。

4 記載例

令和元年分 不動産の使用料等の支払調書				
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1		
	氏名又は名称	国税 四郎	個人番号又は法人番号	
			4	5
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額
家賃	〇〇市△△町1-1	鉄骨造2階建店舗	120㎡(一戸) 1~12月 月:200,000	2,400,000
地代	〇〇市××町4-1	宅地	300㎡(一戸) 1~12月 月:50,000	600,000
更新料	同上	同上	300㎡(一戸) 1㎡ 15,000	4,500,000
(摘要) 借地権の存続期間 平成31. 1. 1 ~ 令和30. 12. 31				
をあしつたせ者ん	住所(居所)又は所在地		支払確定年月日	あっせん手数料
	氏名又は名称		年月日	千円
	個人番号又は法人番号		・	円
支払者	住所(居所)又は所在地	福岡市中央区天神4-8-28		
	氏名又は名称	〇〇興業 株式会社	個人番号又は法人番号	
	(電話) 092-x-x-x-x-x-x-x-x	6	7	8

(注) この記載例は、同一人に対して家賃、地代、更新料を支払っている場合の例です。

の不動産の使用料等
支払調書

第6 不動産等の譲受けの対価の支払調書

1 提出する必要がある方

令和元年中に譲り受けた不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限りま
す。）、航空機（以下これらの資産を「不動産等」といいます。）の対価の支払をする法人（国、都道府県等の
公法人や人格のない社団等を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人
の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

【不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する令和元年中の支払金額の合計が **100 万円** を超えるもの

2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の譲渡者の住所（居所）、 本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など） を契約書等で確認して記載してください。 また、【 個人番号又は法人番号 】欄には、支払を受ける者のマイナンバ ー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左 端を空白にし、右詰で記載してください。）。 （注）支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交 付することはできませんので、ご注意ください。
② 物件の種類	その譲り受けた不動産等の種類に應じ、土地、借地権、建物、船舶、航 空機のように記載してください。
③ 物件の所在地	その譲受けの対価の支払の基礎となった物件の所在地を記載してくださ い。この場合、船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした 機関の所在地を記載してください。
④ 細目	土地の地目（宅地、田畑、山林等）、建物の構造、用途等を記載してください。
⑤ 数量	土地の面積、建物の戸数、建物の延べ面積等を記載してください。
⑥ 取得年月日	不動産等の所有権、その他の財産権の移転のあった年月日を記載してく ださい。
⑦ 支払金額	令和元年中に支払の確定した金額（未払の金額を含む。）を記載してくだ さい。 なお、不動産等の移転に伴い、各種の損失の補償金（次の⑧（摘要）の(4) 参照）を支払った場合には、「物件の所在地」欄の最初の行に「支払総額」 と記載した上、これらの損失の補償金を含めた支払総額を記載してくださ い（28 ページの 記載例 2 を参照）。
⑧ （摘要）	(1) 譲受けの態様（売買、競売、公売、交換、収用、現物出資等の別）を 記載してください。 (2) 譲受けの態様が売買である場合には、その代金の支払年月日、支払年 月日ごとの支払方法（現金、小切手、手形等の別）及び支払金額を記載 してください。 (3) 譲受けの態様が交換である場合には、相手方に交付した資産の種類、 所在地、数量等その資産の内容を記載してください。 (4) 不動産等の譲受けの対価のほかに支払われる補償金については、次の 区分による補償金の種類と金額を記載してください。 ・建物等移転費用補償金 ・動産移転費用補償金 ・立木移転費用補償金 ・仮住居費用補償金 ・土地建物等使用補償金 ・収益補償金 ・経費補償金 ・残地等工事費補償金 ・その他の補償金 (5) 不動産等の譲受けに当たって令和元年中にあっせん手数料を支払った 方が、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」の作 成・提出を省略する場合には、「あっせんをした者」欄にあっせんをした 方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、マイ ナンバー又は法人番号、あっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金

記載欄名	記載すべき事項
⑧ (摘要)(つづき)	額」を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください)。 (注) 支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください
⑨ 支払者	不動産等の譲受けの対価を支払った方の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください)。 (注) 支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

3 その他の注意事項

- (1) 「不動産等の譲受け」には、売買のほか、交換、競売、公売、収用、現物出資等による取得も含まれます。
- (2) 公共事業施行者等が、法律の規定に基づいて行う買取り等の対価を支払う場合は、その全てのものを、四半期に1回提出することになっています(提出期限は、各四半期末の翌月末日)。
- (3) 消費税等の取扱いについては、1ページ(3参考)(1)を参照してください。

4 記載例

記載例 1

令和元年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書									
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	北海道札幌市中央区大通西10丁目							
	氏名又は名称	国税 五郎		個人番号又は法人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6					
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取年月日	支払金額				
土地	〇〇市△△町1-1	宅地	165㎡	元・12・6	25	000	000		
(摘要) 売買 元 11.10 現金 2,500,000 元 12.6 小切手 22,500,000									
をあげた者	住所(居所)又は所在地	札幌市西区発寒4条1-7-1			支払確定日	あつせん手数料			
	氏名又は名称	札幌 太郎		年月日	千 円				
個人番号又は法人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			元・12・6	874	800		
支払者	住所(居所)又は所在地	札幌市豊平区寒東1条5-3-4							
	氏名又は名称	株式会社 〇〇書店		個人番号又は法人番号 (電話)011-xxxx-xxxx 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5					

(注) この記載例は、土地の対価と土地の譲受けに伴って支払ったあつせん手数料とを併記した場合の支払調書の例です。

不動産等の譲受けの対価の支払調書

記載例 2

令和元年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書									
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	北海道札幌市北区北31条西7丁目3-1							
	氏名又は名称	国税 六郎		個人番号又は法人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7					
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取年月日	支払金額				
		支払総額		年月日	22	600	000		
土地	〇〇市△△町1-1	宅地	160㎡	元・12・6	20	000	000		
(摘要) 売買 元 5.7 小切手 10,000,000 建物等移転費用補償金 2,500,000 元 6.2 小切手 12,600,000 仮住居費用補償金 100,000									
をあげた者	住所(居所)又は所在地				支払確定日	あつせん手数料			
	氏名又は名称			年月日	千 円				
個人番号又は法人番号									
支払者	住所(居所)又は所在地	札幌市厚別区厚別東4条4丁目8-8							
	氏名又は名称	〇〇興業 株式会社		個人番号又は法人番号 (電話)011-xxxx-xxxx 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6					

(注) 1 この記載例は、土地の対価2,000万円と土地の譲受けに伴って損失補償金260万円を支払った場合の支払調書の例です。

2 取得した資産の対価以外に損失の補償金を支払う場合には、それらの補償金を含めた支払総額を「支払金額」欄の最初の行に記載してください。

第7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

1 提出する必要がある方

令和元年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限り）、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料（以下これらの手数料を「不動産売買等のあっせん手数料」といいます。）の支払をする法人（国、都道府県等の公法人や人格のない社団等を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する令和元年中の支払金額の合計が **15 万円** を超えるもの

2 各欄の記載要領

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の売買又は貸付けのあっせんをした方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載してください。 また、【 個人番号又は法人番号 】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 <small>（注）支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。</small>
② 区分	譲渡、譲受け、貸付け、借受けのように記載してください。
③ 支払金額	令和元年中に支払の確定した金額（未払の金額を含む。）を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。
④ あっせんに係る不動産等	(1) 「物件の種類」欄：土地、借地権、地役権、建物等 (2) 「数量」欄：土地の面積、建物の戸数、延べ面積等 (3) 「取引金額」欄：売買や貸付けの対価の額（賃貸借の場合には単位（月、週、日、㎡等）当たりの賃貸借料）
⑤ 支払者	不動産売買等のあっせん手数料を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 <small>（注）支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。</small>

3 その他の注意事項

- 「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄の「あっせんをした者」欄に、あっせんをした方の住所（所在地）、氏名（名称）、マイナンバー又は法人番号、あっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」を記載して提出する場合には、この支払調書の作成・提出を省略することができます。
- 消費税等の取扱いについては、1 ページ **3 参考** (1) を参照してください。

4 記載例

令和元年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書						
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本県熊本市中央区二の丸1番2号				
	氏名又は名称	国税 七郎	個人番号又は法人番号			
			7	8	9	0
			1	2	3	4
			5	6	7	8
区	分	支払確定年月日	支払金額			
	譲 渡	元・6・2	874	800	円	
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額		
	土地	〇〇市△△町1-1	165m ²	25	000	000
(摘要)						
支払者	住所(居所)又は所在地	熊本市東区東町3-2-53				
	氏名又は名称	株式会社 〇〇物産	個人番号又は法人番号			
		(電話) 096-xxxx-xxxx	8	9	0	1
			2	3	4	5
			6	7	8	9
			0			

参 考

本店等一括提出制度について

支店等が当該支店等を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、e-Tax 又は光ディスク等により、当該支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて提出（本店等一括提出）することができます。

なお、支店等が上記の本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して、承認申請書を提出することとなります。

承認申請書の様式及び当該制度の詳細については、以下の国税庁ホームページをご覧ください。

（掲載場所）「国税庁ホームページ（ホーム）」> 税の情報・手続・用紙 > 申告手続・用紙 > 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）> 税務手続の案内（税目別一覧）> 法定調書関係 > [手続名] 支払調書等の光ディスク等による提出申請及び本店等一括提出に係る申請手続

不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

第8 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方

事前に年分が印刷されていない場合は、提出する法定調書の年分を記載してください。
令和元年分の場合は、「01」と記載してください。

令和 **01** 年分 給与所得の源泉徴収票等の
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26))

「㉠俸給、給与、賞与等の総額」欄
この欄は、「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出するか否かにかかわらず、全ての受給者（年の途中で退職した方も含まれます。）について記載してください。

「人員」欄
給与等の支払を受けた方の実人員を記載してください（丙欄適用の日雇労働者の人員を含みません。）。
通常は、作成された源泉徴収簿の枚数に符合します。
(注) 「給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書(納付書)」に記載した人員の累計を記載することがないようにご注意ください。

「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄
「給与所得の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄の税額が「0(ゼロ)」の方の数を記載してください。
(注) 記載漏れが多い項目ですので、ご注意ください。

「支払金額」及び「源泉徴収税額」欄
年の途中で就職した方が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉徴収税額を含めずに記載してください。
(注) 年末調整により差し超過額が発生し、その超過額が支払者の徴収税額を上回る場合には、「源泉徴収税額」欄には「0(ゼロ)」と記載します。

「㉡源泉徴収票を提出するもの」欄
「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出するものについて、人員、支払金額及び源泉徴収税額の合計を記載してください。
なお、㉠の総額欄と異なり、年の途中で就職した方が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉徴収税額についても含めて記載してください。

税務署受付印	令和 年 月 日提出	事業種目
住所又は所在地 (フリガナ)	東京都千代田区大手町1丁目3-3 電話(03-3216-6811)	調書の提出区 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4
氏名又は名称 (フリガナ)	国税産業株式会社	作成担当者
個人番号又は法人番号 (フリガナ)	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	作成税理士 署名押印
代表者氏名印	国税 一郎	

「㉢退職手当等の総額」欄
退職手当金等の支払を受ける全ての受給者について記載してください。

1 給与所得の源泉徴収票合計表			
区分	人員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払金額
㉠ 俸給、給与、賞与等の総額	101	19	253
㉡のうちの、丙欄適用の日雇労働者の賃金			
㉢ 源泉徴収票を提出するもの	5		2
災害減免法により徴収猶予したもの			

「賞金」欄
所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金(馬主が受ける競馬の賞金)を含みます。

2 退職所得の源泉徴収票合計表		
区分	人員	支払金額
㉢ 退職手当等の総額	3	25,600,000
㉡のうちの、源泉徴収票を提出するもの	1	10,000,000

「㉣ ㉠のうち、支払調書を提出するもの」欄
支払調書を提出するものの合計を記載してください。

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表			
区分	人員	人員以外	支払金額
所得税法第10条第1号該当	5		
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)	6		
診療報酬(3号該当)			
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)	3		
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)		1	
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)			
契約金(7号該当)			
賞金(8号該当)			
㉣ 計	14	1	
㉡のうち、支払調書を提出するもの	12	1	
区分			源泉
㉠のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金			円
災害減免法により徴収猶予したもの			

「㉠のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金」欄
所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金(馬主が受ける競馬の賞金)の支払金額の総額等を記載してください。

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)		
区分	人員	支払金額
使用料等の総額	15	9,628,000
㉡のうち、支払調書を提出するもの	12	9,328,000
(摘要)		

「㉡使用料等の総額」欄
支払の確定した不動産の使用料等の総額を記載してください。*支払調書の提出を要しないものを含みます。

「㉢譲受けの対価の総額」欄
支払の確定した不動産等の譲受けの対価の総額を記載してください。
なお、27ページ **2 各欄の記載要領** ㉢(4)の補償金がある場合は総額に含め、当該補償金を「(摘要)」欄に記載してください。
また、公共事業施行者等が譲渡所得の課税の特例の対象となる事業であることが確認されたものに係る資産の買取りに関する支払調書を提出する場合には、「(摘要)」欄に「〇〇事業事前協議済」と赤書きで記載してください。

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)		
区分	人員	支払金額
譲受けの対価の総額	13	145,650,000
㉡のうち、支払調書を提出するもの	10	144,650,000
(摘要)		
内 補償金は、4,650,000円		

(注) 1 控にはマイナンバー及び法人番号を記載しないでください。
2 平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

の法定調書合計表

F E 0 1 0 4

法定調書合計表

署番号 01101
 整理番号 00006637
 提出媒体 1
 1 給与 17 2 退職 17 3 報酬 17 4 使用 30 5 譲受 30 6 幹旋 30
 コクセイ タロウ
 国税 太郎
 本店等一括提出 有 否
 翌年以降送付
 税理士番号 912345
 平成28年1月1日以後提出用
 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子||14 FD||15 MO||16 CD||17 DVD||18 書面||30 その他||99)
 平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。
 計表 (375)

金額	源泉徴収税額
549,800	12,883
96,500	0
6,436,800	1,412,500

 計表 (316)

金額	源泉徴収税額
153,150	
102,100	

 計表 (309)

支払金額	源泉徴収税額
400,000	40,840
4,500,000	459,450
4,456,000	169,077
300,000	0
9,656,000	669,367
9,606,000	664,262

 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

人数	支払金額
3	1,600,000
1	850,000
外1人	650,000

 通信日付印 確認印 提出年月日 身元確認
 区分 A B C D E F G H

「調書の提出区分」欄
 法定調書の提出区分を記載してください。
 1 新規に法定調書を提出する場合 「1」(新規)
 2 追加の法定調書を提出する場合 「2」(追加)
 3 訂正分の法定調書を提出する場合 「3」(訂正)
 4 無効の法定調書を提出する場合 「4」(無効)
 (注) 記載漏れにご注意ください。提出誤りがあった場合などの「調書の提出区分」については、33~34ページをご覧ください。

「提出媒体」欄
 法定調書の種類ごとに右枠外の2桁のコード(CD=17など)を記載してください。

「本店等一括提出」欄
 支店等が提出すべき法定調書を本店等が取りまとめて光ディスク等により提出(本店等一括提出)する場合には、「有」に○をしてください。この場合、光ディスク等の提出の際には、「支払調書等合計表付表(光ディスク等提出分)の次葉『支店等別、支払調書別件数表』についても併せて記載・提出してください。本店等一括提出については、30ページを参照してください。

「翌年以降送付」欄
 翌年以降合計表の送付が不要の場合は「否」に○をつけてください。

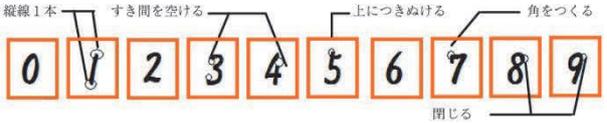
「税理士番号」欄
 税務署からの連絡を的確に行うために、作成税理士の登録番号の記載をお願いするものです(任意)。

「人員」欄
 「支払を受ける者」の人格(個人か個人以外の者(法人等)の別)により区分して記載してください。
 (注) 報酬・料金等の支払を受けた方の実人員を記載してください。
「支払金額」欄・「源泉徴収税額」欄
 該当する区分ごとに全ての報酬・料金をそれぞれ記載してください。

「④あっせん手数料の総額」欄
 支払の確定した不動産売買等のあっせん手数料の総額を記載してください。

「(摘要)」欄
 「不動産の使用料等の支払調書」及び「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄にあっせん手数料に関する事項を記載して提出するため、この支払調書の作成・提出を省略したものについては、その支払先の人員と支払金額の合計を「(摘要)」欄に記載してください。

税務署整理欄の中は記載しないでください。

1 この合計表は、機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載してください。
 2 税務署へ提出する法定調書がない場合でも、お手数ですが、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記載の上、提出をお願いします。
 3 マス目が設けられている欄を記載する際には、次の記載例にならってマス目の中に丁寧に記載してください。
【記載例】
 縦線1本 すき間を空ける 上につきぬける 角をつくる

 (注) この欄には、記号・文字(「¥」など)を記載しないでください。

の法定調書合計表方

第9 法定調書の訂正・追加について



提出した法定調書に誤りがあった場合には、次のような手順で訂正等を行ってください。

1 法定調書(写し)

令和元年分 不動産の使用料等の支払調書		無効
住所(郵便) 又は所在地 千葉県松戸市〇〇町〇〇	大坂 太郎	個人番号又は個人番号 456789012345
区分 物件の所在地 課税目的 課税の基礎 支払金額	家賃 千葉県松戸市〇〇町〇〇 借賃 1-12月 月 275,000	3,300,000
住所(郵便) 又は所在地 東京都千代田区大手町1丁目3-3	国税産業 株式会社	個人番号又は個人番号 5678901234567

「無効」と赤書きする。

3 法定調書(再提出分)

令和元年分 不動産の使用料等の支払調書		訂正分
住所(郵便) 又は所在地 千葉県松戸市〇〇町〇〇	大坂 太郎	個人番号又は個人番号 456789012345
区分 物件の所在地 課税目的 課税の基礎 支払金額	家賃 千葉県松戸市〇〇町〇〇 借賃 1-12月 月 275,000	3,000,000
住所(郵便) 又は所在地 東京都千代田区大手町1丁目3-3	国税産業 株式会社	個人番号又は個人番号 5678901234567

「訂正分」と赤書きする。

2 合計表(無効分)

令和01年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	提出区分: 4
1 給与所得の源泉徴収票等合計表(375)	提出区分: 4
2 退職所得の源泉徴収票等合計表(316)	提出区分: 4
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表(309)	提出区分: 4
4 不動産の使用料等の支払調書合計表(313)	提出区分: 4
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表(376)	提出区分: 4

「調書の提出区分」を「4」(無効)とする。

無効分の法定調書の支払金額などを記載する。

4 合計表(訂正分)

令和01年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	提出区分: 3
1 給与所得の源泉徴収票等合計表(375)	提出区分: 3
2 退職所得の源泉徴収票等合計表(316)	提出区分: 3
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表(309)	提出区分: 3
4 不動産の使用料等の支払調書合計表(313)	提出区分: 3
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表(376)	提出区分: 3

「調書の提出区分」を「3」(訂正)とする。

訂正分の法定調書の支払金額などを記載する。

1 「法定調書」(写し) の作成

先に提出した法定調書と同じ内容のものを作成し、その法定調書の右上部余白に「無効」と赤書きしてください。

なお、控えがあるときはその写しを利用していただいても差し支えありません。

2 「合計表」(無効分) の作成

無効とした法定調書の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「4」(無効)と記載してください(※)。

法定調書制度について

【制度の概要】

法定調書とは、所得税法などの規定により税務署に提出が義務付けられている資料をいい、令和元年9月現在、全部で60種類の法定調書があります。

法定調書は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、国税庁においては、各種説明会等を通じた広報活動を行い、提出義務者に対して指導をするとともに、必要に応じて調査（法定監査）を行うなど、適正な提出の確保に努めています。

【主な法定調書】

本手引で紹介している6種類の法定調書のほか、各税法の規定により定められている主な法定調書は、以下のとおりです。

- 1 所得税法に規定する法定調書
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票
 - ・ 株式等の譲渡の対価等の支払調書
 - ・ 金地金等の譲渡の対価の支払調書
 - ・ 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
 - ・ 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
 - ・ 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書
- 2 相続税法に規定する法定調書
 - ・ 生命保険金・共済金受取人別支払調書
 - ・ 保険契約者等の異動に関する調書
- 3 租税特別措置法に規定する法定調書
 - ・ 特定口座年間取引報告書
 - ・ 非課税口座年間取引報告書
 - ・ 未成年者口座年間取引報告書
 - ・ 教育資金管理契約の終了に関する調書
 - ・ 結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書
- 4 国外送金等調書法（※）に規定する法定調書
 - ・ 国外送金等調書
 - ・ 国外財産調書
 - ・ 国外証券移管等調書
 - ・ 財産債務調書

※ 国外送金等調書法とは、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」のことをいいます。

【法定調書の交付等に当たってのお願い】

各法律において、支払を受ける方に交付しなければならないとされている源泉徴収票等については、確実に交付するとともに、確定申告の必要性についても説明していただくようお願いいたします。

特に、消費税については、非居住者又は外国法人につきましても、日本国内において役務の提供等など、課税資産の譲渡等を行い、かつ、その基準期間の課税売上高が1千万円を超える場合は、消費税法に規定する課税事業者となります。

また、支払を受ける方が非居住者又は外国法人で、申告義務があるにも関わらず国内に居所を有しなくなる場合等については、納税管理人を定めなければならないこととされています。報酬等の支払をする際に、支払を受ける金額によっては消費税の課税事業者となること、課税事業者となった場合には「消費税課税事業者届出書」、「納税管理人の届出書」の提出が必要になることを説明していただくようお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について

給与や退職金（以下「給与等」といいます。）の支払をする方は、給与等の支払を受ける方から事前に承諾（※）を得る等一定の要件の下、書面による給与所得の源泉徴収票や退職所得の源泉徴収票（以下これらを総称して「源泉徴収票」といいます。）の交付に代えて、源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、給与等の支払をする方は、源泉徴収票を交付したものとみなされます。ただし、給与等の支払を受ける方の請求があるときは、給与等の支払をする方は書面により源泉徴収票を交付する必要があります。

※ 給与等の支払をする方は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります。

上記のほか、支払者等から受給者等に交付する必要がある次の法定調書についても、書面による交付に代えて一定の要件の下、電磁的方法による提供ができることとされています。

- ① 特定口座年間取引報告書
- ② 公的年金等の源泉徴収票
- ③ オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- ④ 配当等とみなす金額に関する支払調書
- ⑤ 上場株式配当等の支払に関する通知書

非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について

非居住者又は外国法人に対して、国内において行う人的役務の提供の対価として、給与・報酬等の支払をする場合には、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」又は「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」を提出する必要があります。ただし、支払金額が年間50万円以下の場合には、提出の必要はありません。

また、非居住者であっても、マイナンバーの通知を受けている場合には、支払調書にマイナンバーを記載する必要があります。

なお、日本と自動的情報交換を行うことができる各国等（以下の表に記載された国等）に住所がある方の支払調書については、2枚提出してください。

自動的情報交換を行うことができる国・地域の一覧

令和元年7月1日現在

アイスランド	オーストラリア	スペイン	ノルウェー	ポルトガル
アイルランド	オーストリア	スリランカ	パキスタン	香港
アゼルバイジャン	オマーン	スロバキア	ハンガリー	マレーシア
アメリカ合衆国	オランダ	スロベニア	バングラデシュ	南アフリカ共和国
アラブ首長国連邦	カザフスタン	タイ	フィジー	メキシコ
アルメニア	カタール	大韓民国	フィリピン	モルドバ
イスラエル	カナダ	タジキスタン	フィンランド	ラトビア
イタリア	キルギス	チェコ	ブラジル	リトアニア
インド	クウェート	中華人民共和国(※)	フランス	ルーマニア
インドネシア	サウジアラビア	チリ	ブルガリア	ルクセンブルク
ウクライナ	ザンビア	デンマーク	ブルネイ・ダルサラーム	ロシア
ウズベキスタン	ジョージア	ドイツ	ベトナム	
英国	シンガポール	トルクメニスタン	ベラルーシ	
エジプト	スイス	トルコ	ベルギー	
エストニア	スウェーデン	ニュージーランド	ポーランド	

※マカオを除く

源泉徴収事務・法定調書作成事務におけるマイナンバー制度の概要

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、法定調書の提出義務者（支払者等）は、平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

1 マイナンバーの提供における本人確認

(1) 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

源泉徴収義務者や法定調書の提出義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、「番号確認」と「身元確認」を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

例 1 マイナンバーカード（番号確認と身元確認）

例 2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証^{*}など（身元確認）

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上の身分証明書等が必要です。

(2) 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付する必要があります（郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付する必要があります。）。

※ 本人確認書類については、原本を添付することがないようにご注意ください。

2 マイナンバーを取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

1 取得

事業者は、社会保障及び税に関する書類作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限り、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができます。

3 保管・廃棄

(1) 保管

特定個人情報は、社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

(2) 廃棄

社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除する必要があります。

2 利用・提供

事業者は、社会保障及び税に関する書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等に提出する場面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。

4 安全管理措置

マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります。

また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行う必要があります。

3 社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の詳細やお問合せ

○ 社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- ・ 内閣府「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」ホームページ
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

- ・ マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） **0120-95-0178** (マイナンバー)

※ 平日9時30分～20時00分（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。）

○ 国税に関する社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉の最新情報

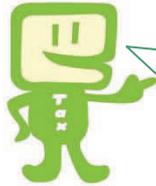
国税庁ホームページのトップページの  をクリック

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）における法定調書作成・提出の流れ

※ 画面は令和元年7月現在のものです。

- e-Taxソフト（WEB版）で作成できる法定調書（及び同合計表）
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（社会保険診療報酬基金用）
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



まず、e-Taxホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp)にアクセスし、
「e-Taxソフト（WEB版）（ログイン）」を
クリックします。

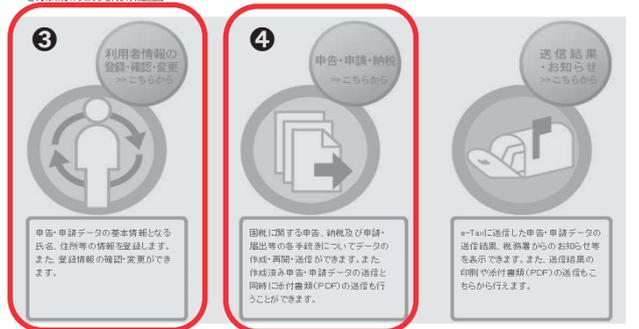
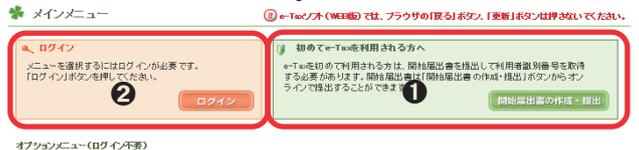
CLICK!!



e-Tax を初めて利用する方は①から開始届出書の作成・提出をしてください。

既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。

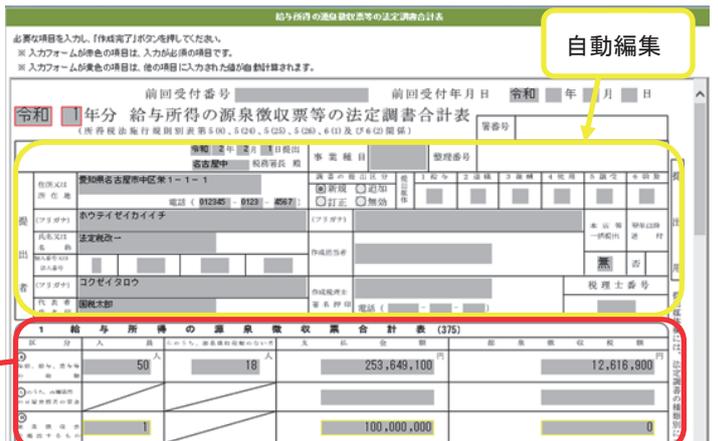


④より、法定調書の内容を入力します（※例は、給与所得の源泉徴収票です。）。

一定の項目は自動的に
編集、計算されます！



あとは、送信するだけ！



- (注) 1 e-Taxソフト（WEB版）で作成できる法定調書の作成可能データの上限は、データサイズ20MB（目安6,000枚程度）となっています。
- 2 インストールしたe-Taxソフト（通常版）を利用して法定調書を作成することも可能です。
- 3 e-Taxで法定調書等を送信する場合は、電子証明書（電子署名）の添付が必要です。



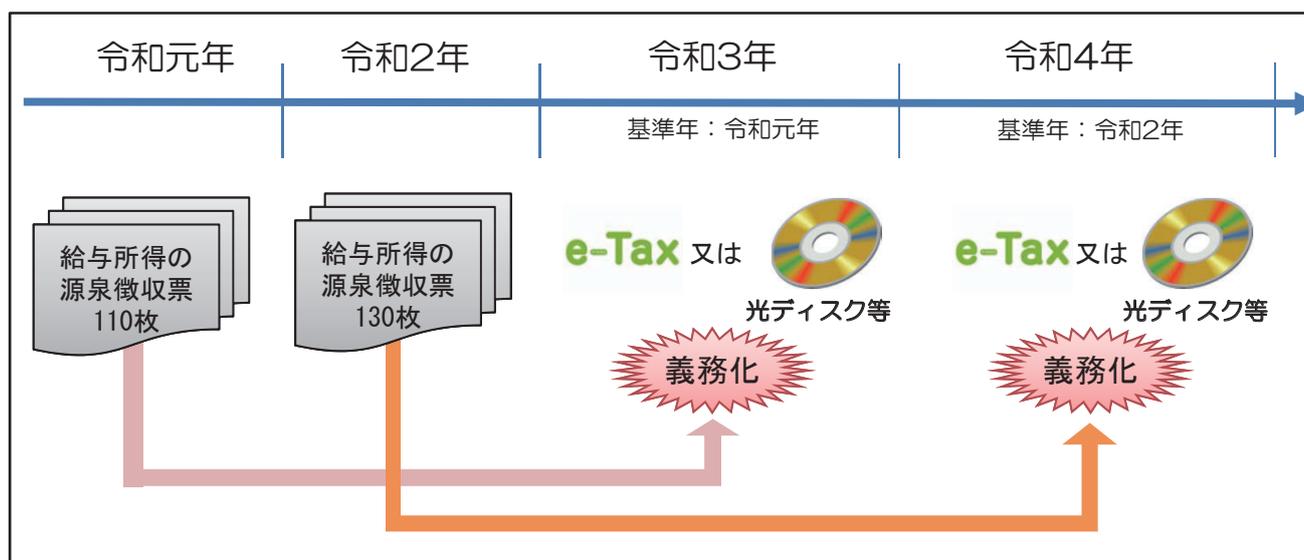
e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準が 100枚以上に引き下げられました！

【改正の内容】

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**（現行：1,000枚以上）である法定調書については、令和3年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

例えば、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



【留意事項】

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。